

介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出について

1 趣 旨

介護保険法の規定により、介護サービス事業者の不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者に対し京都市等への業務管理体制整備に係る届出が義務付けられています。

2 内 容

事業規模に応じた業務管理体制の整備に係る届出等

介護サービス事業者（法人）

事業規模に応じた 業務管理体制の整備			
整備内容	事業所等数		
	20未満	20以上 100未満	100以上
①法令順守責任者の選任	○	○	○
②法令順守規程の整備	×	○	○
③内部監査規程の整備・定期的実施	×	×	○

届出

届出先区分		届出先	届出様式
(1)全ての事業所等が京都市内のみに所在する事業者		京都市 (介護ケア推進課)	(京都市の) 第1号様式
(2)全ての事業所等が京都府内のみに所在する事業者 ((1)の事業者を除く。)		京都府	京都府へご確認ください
事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	(3)事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省	(国の) 第1号様式
	(4)上記以外の事業者	主たる事務所在する都道府県	各都道府県の様式

※ 事業所等＝事業所又は施設

3 届出方法（全ての事業所が京都市内に所在する場合）

令和5年3月28日から届出方法が電子申請になりました。

「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下「届出システム」という。）にログインし、届出を行ってください。

※ 業務管理体制の整備に係る届出は、郵送等により提出いただいておりましたが、今般、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から厚生労働省において届出システムが構築され、電子申請等による届出が可能になりました。

詳細については、次のホームページを御確認ください。

【ホームページ【その他】介護サービス事業者の業務管理体制の整備について】

アドレス：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000310208.html>

（「京都市」「介護」「業務管理体制」でキーワード検索ができます。）

4 その他

(1) 届出に必要な「事業者（法人）番号」は、本市ホームページで御確認ください（事業所番号とは異なります。）。

(2) 届出先が京都府の場合は、京都府ホームページ（業務管理体制の整備に関する届出について）を御覧ください。

アドレス：<https://www.pref.kyoto.jp/jigyousho/k-gyoumukanritaisei.html>

(3) 本制度の詳細については、以下の厚生労働省ホームページを御参照願います。

アドレス：<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/index.html>